

## 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

### 「オフショア人民元債フォーカス（ダイワSMA専用）」の設定

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（東京都中央区：代表取締役社長 数間 浩喜）は、中国本土以外で発行・流通している人民元建て債券等を実質的な主要投資対象とする、追加型投信「オフショア人民元債フォーカス（ダイワSMA専用）」を2011年8月8日に設定します。

設定・運用：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社  
 （損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社は、2010年10月1日付で  
 ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、商号を損保ジャパン日  
 本興亜アセットマネジメント株式会社へ変更いたしました。）  
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号  
 加入協会：社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会  
 【本件に関するお問い合わせ】 電話番号 営業部 03-5290-3519

### 当ファンドの特色

#### ファンドの目的

投資信託証券を主要投資対象として、信託財産の成長を図ることを目的とします。

#### ファンドの特色

1

**主として「中国本土以外で発行・流通している人民元建て債券」\*等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。**

\*大半は、香港で発行されており、一般的にそれらは「点心債」と呼ばれています。

\*中国本土以外の市場で発行される人民元建て債券以外に人民元建て転換社債にも投資する場合があります。また、将来、中国政府によって規制が緩和された場合には、中国本土市場で発行される人民元建て債券等にも投資する場合があります。

◆当ファンドは、UBPインベストメンツが運用する投資信託証券「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」および損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが運用する投資信託証券「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

◆原則として、「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

◆「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」の運用は、投資顧問会社であるUBPインベストメンツが、副投資顧問会社である「ブルーデンス・インベストメント・マネジメント（香港）」へ運用を委託します。

2

**人民元高による為替差益と債券投資による運用収益（インカムゲイン・キャピタルゲイン等）の獲得を目指します。**

◆上昇期待の強い人民元に投資することで、円安・人民元高による為替差益の獲得を目指します。

◆人民元建て債券に投資を行いインカムゲインの獲得を目指すとともに、信用リスクの改善が見込める企業等の債券にも投資を行うことで、債券価格の上昇によるキャピタルゲインの獲得も目指します。

#### UBPインベストメンツについて

- ユニオン バンケール プリヴェ（以下、UBPといたします。）の日本拠点
- UBPはスイスを代表する資産運用会社の一つ
- UBPは1969年スイスで設立。グローバルに20拠点を展開（2011年4月）
- UBPは運用資産額：約740億米ドル（約6兆739億円：2011年4月末現在）
- UBPは世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供

#### ブルーデンス・インベストメント・マネジメントについて

- 数少ない中国の債券専門の運用会社
- 2008年設立。香港、深セン、北京、上海にリサーチ・チームをもち、緻密なリサーチを行います。
- 運用資産額は約2.5億米ドル（約202億円：2011年5月末現在）

## 当ファンドに係るリスクについて

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

### ◆ 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。また、公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することもあり、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ◆ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### ◆ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ◆ カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

また、中国政府による海外への送金規制（海外からの投資規制）や課徴的な税制等の規制の導入、政策の変更等により、為替市場や有価証券市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

### 《その他の留意点》

◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

◆ 収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中のファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。収益分配金は、ファンドの純資産総額から支払われます。そのため、収益分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

◆ 主に香港市場における人民元為替取引は、オフショア人民元（CNH）の換算レートが用いられます。中国本土内外の人民元為替取引は完全に自由化されていないため、CNHと中国本土のオンショア人民元（CNY）の為替レートが連動しないことがあり、CNHとCNYの値動きは乖離する場合があります。

◆ 当ファンドは、投資信託証券を通じて中国本土以外で発行・流通している人民元建て債券等を、実質的な主要投資対象としますが、債券の発行・流通市場の需給関係等によっては、組入れに時間がかかる場合があります。したがって当ファンドは債券の組入比率が低い状態が続く場合があります。

## 当ファンドの概要

フ ァ ン ド 名	オフショア人民元債フォーカス (ダイワSMA専用)
商 品 分 類	追加型投信/海外/債券
属 性 区 分	その他資産(投資信託証券(債券 一般))/年1回/アジア/ファンド・オブ・ファンズ/為替ヘッジなし
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間 2011年8月1日から2011年8月5日まで。 継続申込期間 2011年8月8日から2011年9月14日まで。
購 入 単 位	販売会社が定める単位
購 入 価 額	当初申込期間 : 1万口当たり1万円 継続申込期間 : 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払います。
申 込 不 可 日	ルクセンブルグまたは香港のいずれかの銀行休業日(半日休業日を含みます。)およびルクセンブルグまたは香港のいずれかの銀行休業日(半日休業日を含みます。)が連続する期間(土曜日、日曜日を除きます。)ならびに当該期間開始日より3営業日前までの期間
信 託 期 間	2016年6月15日まで(設定日 2011年8月8日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰 上 償 還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決 算 日	6月15日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2012年6月15日。
収 益 分 配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信 託 金 の 限 度 額	1,500億円
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
受 託 会 社	みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)
販 売 会 社	大和証券株式会社

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 当ファンドに係る手数料等について

■投資者が直接的に負担する費用	
購 入 時 手 数 料	販売会社が別に定めるものとします。購入時手数料を徴収している販売会社はありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
■投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運 用 管 理 費 用 ( 信 託 報 酬 )	ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.0395%(税抜0.99%)です。
投 資 対 象 と す る 投 資 信 託 証 券 の 信 託 報 酬 等	年率0.93% ※上記のほか、ファンドの設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)がかかります。
実 質 的 な 運 用 管 理 費 用 ( 信 託 報 酬 )	ファンドの純資産総額に対して概ね1.9695%(税込・年率)程度となります。 ※当ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率1.0395%(税抜0.99%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.93%)を加算しております。 投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。
そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	監査報酬、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、ご投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。

## ご注意事項

- ・当資料は、ニュースリリースとして損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- ・当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。
- ・投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。
- ・投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）を予め、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。